

納税課からのお知らせ

市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

■ 市税の納期	
市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税はコンビニでもお支払いができます
市税は、市役所や銀行・金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア

コンビニでは
○レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して出してください。
○納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
○バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
○納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。



(コンビニ)で納付するに
とができます。

※取り扱っていない金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

納付書は
綴っていません

納付書は綴らずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。
※口座振替用の納付通知書には、納付書は同封していません。
便利な
口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとになんか出向くこともなく、納め忘れもありません。

預金残高を ご確認ください

口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法(期別または全期前納)を記載していますので、振替日まで預金残高を確認してください。

預金残高不足等で 口座振替 できなかつたら

口座振替できなかつた納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などに

より平成25年度市・府民税を納期内に納めることができな人は、納税通知書が届いてから第一期納期限(7月1日)までに納税課へご相談ください。

※個人市民税の減免申請の期限は、納期限の7日前です。ご注意ください。

※内容により京都府税務機構でご相談いただく場合があります。

納期限が 過ぎた市税は 京都府税務機構に 移管します

市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府税務機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

納期限が過ぎた市税は、京都府税務機構に移管します。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府税務機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合は、申請により減免を受けることができます。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合
- ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
- ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
- ⑤その他特別の事情がある場合

減免対象となる 事由

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。※前年の所得が基準額を

超える場合や家族に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、課税課市民税係にお問い合わせください。

各納期限の 7日前までに 申請を

減免を受ける場合は、各納期限の7日前までに納税通知書、印かん、事由を証明する書類を持って課税課市民税係へ申請してください。なお、納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免の対象になりませんのでご注意ください。

離職理由 コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)

※離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

要件となる離職理由と 離職理由コード番号

障がい者の軽自動車税を減免

申請は6月24日まで



障がい者が運転する自動車や障がい者のために使用する自動車の軽自動車税を減免(障がい者1人につき1台)します。

▽減免の手続き

平成25年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月24日

(月)までに納税課へ申請してください。

※障がいの程度等により、減免を受けることができない場合があります。また、年度途中の減免や自動車税(普通自動車等)の減免と合わせて受けることはできません。

◆問い合わせ 納税課

■ 減免対象となる自動車の所有(取得)者と運転者

障がい者の状況・障がいの程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	①障がい者が生徒または学生	障がい者本人または障がい者と生計を一にする人
	②重度の障がい者(身体障害者手帳の1級または2級、戦傷病者手帳の特別項症～第3項症、療育手帳のA)	
	③精神障がいの程度が1級または1級と同程度	障がい者本人または障がい者と生計を一にする人
	④上記①～③以外の場合	
障がい者が18歳未満の場合	障がい者と生計を一にする人	
音声機能の障がい者の場合	障がい者本人	
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合	障がい者本人	常時介護する人

注) ①所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証等の使用者欄に記載された人を所有(取得)者とみなします。
②障がい者の年齢は、新たに自動車を取得される場合には自動車の取得日、既に所有している場合は4月1日現在で判定します。

◆問い合わせ 納税課